

令和 6 年 第 1 回

菊陽町議会 1 月臨時会会議録

令和 6 年 1 月 26 日

熊本県菊陽町議会

第1回菊陽町議会1月臨時会会議録

令和6年1月26日（金）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(令和6年第1回菊陽町議会1月臨時会)

令和6年1月26日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出報告第1号から議案第2号までを一括議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（杉並木線横断歩道橋屋根高欄工事））

日程第7 報告第2号 専決処分の報告について（町営住宅管理の瑕疵による損害賠償額の決定及び和解について）

日程第8 報告第3号 専決処分の報告について（車両冠水事故による損害賠償額の決定及び和解について）

日程第9 報告第4号 専決処分の報告について（車両冠水事故による損害賠償額の決定及び和解について）

日程第10 議案第1号 令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）について

日程第11 議案第2号 車両冠水事故による損害賠償額の決定及び和解について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鬼塚 洋 さん

2番 吉村 恭輔 さん

3番 藤本 昭文 さん

4番 馬場 功世 さん

5番 廣瀬 英二 さん

6番 矢野 厚子 さん

7番 大久保 輝 さん

8番 西本 友春 さん

9番 佐々木 理美子 さん

10番 中岡 敏博 さん

11番 布田 悟 さん

12番 佐藤 竜巳 さん

13番 甲斐 榮治 さん

14番 岩下 和高 さん

15番 上田 茂政 さん

16番 小林 久美子 さん

17番 坂本 秀則 さん

18番 福島 知雄 さん

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん

書 記 高木 定伸 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉本孝寿さん	副町長	小牧裕明さん
教育長	二殿一身さん	総務部長	板楠健次さん
住民生活部長	矢野和幸さん	健康福祉部長	東桂一郎さん
産業振興部長	山川和徳さん	都市整備部長	井芹渡さん
総務課長	梅原浩司さん	財政課長	澤田一臣さん
総合政策課長	吉本雅和さん	福祉課長	氏家良子さん
子育て支援課長	石原俊明さん	農政課長	阪本和彦さん
建設課長	矢野博則さん	都市計画課長	阿久津友宏さん
総務課総務法制係長	高山智裕さん	教育部長	吉永公紀さん

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

- 議長（福島知雄さん） ただいまから令和6年第1回菊陽町議会臨時会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（福島知雄さん） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、13番甲斐榮治さん、14番岩下和高さんを指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

- 議長（福島知雄さん） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（福島知雄さん） 日程第3、諸般の報告を行います。
本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、配付のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出報告第1号から議案第2号までを一括議題

- 議長（福島知雄さん） 日程第4、町長提出報告第1号から議案第2号までの6件を一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長の提案理由の説明

- 議長（福島知雄さん） 日程第5、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。
吉本町長。

- 町長（吉本孝寿さん） 皆様、おはようございます。
議員各位におかれましては、令和6年第1回菊陽町議会臨時会をお願いをいたしましたところ、大変御多用の中に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
急を要する案件が生じたので、本日、臨時会お願いしたところでもございます。

それでは、提案しております6件の付議事件について提案理由を申し上げます。

報告第1号でございますが、専決処分の報告についてでございます。

内容は、令和4年第2回臨時会で議決をいただき、その後令和5年第3回定例会では変更の議決をいただきました杉並木線横断歩道橋屋根高欄工事に関するもので、工事内容の一部を変更することに伴い、請負変更契約の額を定め、契約することについて、令和6年1月4日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものでございます。

報告第2号でございますが、専決処分の報告についてであります。

内容は、町営住宅管理の瑕疵による損害賠償請求事件に関しまして、その損害賠償の額を定め、和解することについて、令和5年12月22日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものでございます。

報告第3号は、専決処分の報告についてであります。

内容は、車両冠水による物損事故に係る損害賠償請求事件に関しまして、その損害賠償の額を定め、和解することについて、令和5年12月21日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第4号は、専決処分の報告についてであります。

内容は、車両冠水による物損事故に係る損害賠償請求事件に関しまして、その損害賠償の額を定め、和解することについて、令和5年12月21日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、議案第1号でございますが、令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億5,249万6,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を210億8,863万4,000円と定めるものであります。

議案第2号は、損害賠償の額の決定及び和解することについてであります。

内容は、車両冠水による物損事故に係る損害賠償請求事件に関しまして、その損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（福島知雄さん） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（杉並木線横断歩道橋屋根高欄工事））

○議長（福島知雄さん） 日程第6、報告第1号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（杉並木線横断歩道橋屋根高欄工事））を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則さん） おはようございます。

報告第1号専決処分の報告について御説明いたします。

この報告は、令和4年第2回臨時会において議決をいただき、その後令和5年第3回定例会においては変更の議決をいただきました杉並木線横断歩道橋屋根高欄工事の請負契約の締結に関するもので、再度工事内容の一部を変更する必要が生じたため、工事請負契約を変更したものでございます。

今回の契約金額の変更が、変更前契約金額の100分の10を超えず、かつ1,000万円以下でありましたので、令和6年1月4日に専決処分をしたものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

なお、本工事は昨日の25日に竣工し、来週の30日には横断歩道橋の開通式を執り行い、供用開始する予定としております。

初めに、専決処分の内容について説明いたします。

1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第1号。専決処分書。専決処分日は令和6年1月4日です。

1、契約の目的、杉並木線横断歩道橋屋根高欄工事。2、変更契約金額、1億3,798万2,922円。変更前契約金額は1億2,864万8,776円でありましたので、933万4,146円の増額となります。3、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼729番地21、株式会社東築建設、代表取締役甲斐浩二でございます。

次に、工事の変更内容について御説明いたします。

2枚お開きいただき、参考資料の1ページ、A3判の変更概要図を御覧ください。

この工事の施工範囲でございますけれども、青色で表示した部分になります。このうち、変更契約にて追加した箇所は、赤色で表示した部分になります。

まず、①の高欄追加設置箇所は、図面上段の平面図で表示した箇所になります。JR光の森駅側エレベーター棟とゆめタウン店舗立体駐車場に連絡する箇所について、接続のための既設建築物の一部撤去により、歩道橋との接合に開口が生じるため、図面左下の高欄追加標準図のとおり、安全性を考慮し、エレベーター棟側、店舗立体駐車場側、それぞれ通路の両側2か所にスチール製の高欄を追加したものでございます。

②の点字ブロック設置箇所は、図面上段の平面図で表示した範囲になります。当初は、濃い青で示した3か所、面積3.2平方メートルで計画しておりましたが、交通弱者への配慮のため追加したものでございます。追加後の施工面積は、16.7平方メートルとなります。

①の高欄追加設置、②の点字ブロック追加による設計図書の変更に伴う変更金額は、221万7,146円の増額となります。

次に、③の菊陽町公共工事請負契約約款第25条第5項に基づく増額は、屋根高欄製品であるアルミ資材等の価格に著しい変動が生じたことから、受注者より町に請負代金額の変更請求が

あったものでございます。

1枚お開きいただき、参考資料2ページ、単品スライド請求額算定書を御覧ください。

単品スライド条項の趣旨といたしましては、受注者と発注者とは対等であり、受注者のみに合理的な範囲を超える価格の変動を負担させることは適当ではなく、発注者と受注者で負担を分担するべきものであるとの考えの下、工事請負契約約款第25条が規定されております。

まず、上段中央に示しております設計図書変更による変更後の清算変更額は、変更前の現契約額1億2,864万8,776円に設計図書の変更による増額221万7,146円の加算をして、額1億3,086万5,922円となっております。

次に、単品スライドによる変更額について、対象品目は、通路屋根、通路ガラス高欄のアルミ資材になります。

当初、設計単価は見積りにより算出しておりましたが、令和4年8月に締結した契約当初に比べ、工事材料単価が上昇したため、受注者より単品スライド条項に基づく変更請求があり、このことについて、その請求の妥当性を納品書、見積書等の証明書類で確認し、請負代金額を算定しております。具体的には、算定に当たっては受注者から提出された見積り単価を比較し、受注者の購入代金の単価が最も安価であることを確認し、受注者の購入金額の単価は市場単価として妥当であると判断した上で受注者と協議し、実際の購入金額を決定しております。

左側に青色で示しております変動額は、対象品目の税込み金額に落札率を考慮した当初金額と購入金額の差額で842万6,779円となっております。

対象請負代金となる生産変更額の1%、130万8,660円は受注者の負担とし、スライド額を711万7,000円と算定しております。

参考資料1ページにお戻りいただき、図面右下の箱書きを御覧ください。

御説明いたしましたとおり、①の高欄追加設置、②の点字ブロック設置の設計図書の変更による増額221万7,146円と③の単品スライドによる増額711万7,000円の合計933万4,146円が増額変更となります。

これらのことから、請負代金を変更する必要があるため、変更の契約を行ったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

西本友春さん。

○8番（西本友春さん） この設計変更なんですけれども、前回設計変更があつて、また再度設計変更。本来であれば、もともとの設計のときにしっかり査定してやらなくちゃいけなかったのが、要は物が撤去されて、もちろん安全は確保しなくちゃいけないんでそれは必要なんだけど、最初それを設計したときになぜそれが漏れていたのかというのが、これも2回目ですん



で。最近設計変更が結構多いんで、町としてそういうところの設計変更に関して少し優しいというか、言い方は悪いですけども、設計する業者さんに対してのチェック、そういうのを含めて、今後入札される業者に対してもやはりしっかりとした対応をしていかなくちゃいけないというので、どのように考えているのかというのが1点目。

2点目なんですけれども、設計変更に伴って設計変更料の増額と既設の単品の金額の変更ということでここに記されてるんですけれども、設計変更では高欄の追加と点字ブロックの設置ってなってますけれども、これの金目は出てないんでしょうか、今後また発生するんですかという2点です。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

まず、今回の追加工事につきましてのこれは漏れがあるのではなかろうかという御指摘でございますけれども、確かに設計の段階において分かっていたら追加する必要がなかったということで、やはり設計のほうでの少し甘さのほうがあったかというふうにはちょっと感じております。

現地のほうを私のほうも竣工前に確認させていただきましたけれども、先ほど申し上げましたとおり開口部のほうがちょっと危ないだろうというところで、これは安全対策のためにぜひやらせていただきたいということで施工追加ということでやらせていただきました。

今後につきましても、追加、当初から分かる部分についてはしっかりチェックをして設計のほうに当たっていきたいというふうに思っております。

それから、2つ目の御質問ですけれども、今回追加にあった分についての単価、単品スライドはあるかどうかというような御質問だったかと思いますが、こちらについては既に見積りのほうも取りまして単価のほうも確定しておりますので、追加の予定はございません。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑なしと認めます。

これで報告第1号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（杉並木線横断歩道橋屋根高欄工事））の変更の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第2号 専決処分の報告について（町営住宅管理の瑕疵による損害賠償額の決定及び和解について）

○議長（福島知雄さん） 日程第7、報告第2号専決処分の報告について（町営住宅管理の瑕疵による損害賠償額の決定及び和解について）を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則さん） 報告第2号専決処分の報告について御説明いたします。

本件は、町営住宅の管理瑕疵による入居者所有物の汚損事故の発生に伴い、相手方と示談を進めた結果、損害賠償額が100万円以下でありましたので、令和5年12月22日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

それでは、内容について説明いたします。

1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第24号。専決処分書。専決処分日は令和5年12月22日です。

1、事故発生日時、令和5年6月3日土曜日午後2時頃。2、事故発生場所、熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2816番地、町営下原北団地でございます。3、相手方住所氏名、記載のとおりでございます。4、事故の概要ですが、相手方が入居する住宅の排水が逆流し、台所、浴室及び脱衣所にあふれたことで、入居者の所有物が汚損されたものであります。参考資料1ページに排水が逆流した箇所を示す平面図をつけております。2ページには、排水があふれたことで汚損し、賠償することになりました物品一覧をつけております。専決処分書にお戻りいただき、5でございます。損害賠償の額、3万6,746円でございます。

この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後の一切の請求、異議の申立てはしないということが和解の内容でございます。このほか、本件に関するその他の事項は別紙のとおりでございます。

今回、管理瑕疵に至った経緯について御説明いたします。

相手方から排水管が詰まっているとの連絡を受け、町からの清掃業務を受注した業者が清掃を行っていた際、排水が逆流し、入居者の所有物が汚染されたものでございます。このことから、受注した業者が相手方への賠償も考えられたところでございます。しかしながら、下原北団地は平成9年に建設され、現在に至っておりますが、建設以来、排水管の清掃等を実施しておらず、今回の事案は排水管の詰まりが原因でございます。このため、町の顧問弁護士に今回の事案について相談しましたところ、建設以来、排水管の清掃等の維持管理行為を怠っていたことについては管理瑕疵に当たるため、町が賠償すべきとの意見をいただきました。この意見を受けて、町による賠償を行うことに至ったところでございます。

町では、事故発生後、直ちに町が管理する町営住宅の排水管の状況を調査し、清掃が必要な下原北団地と青葉台団地の予算につきましては、9月補正予算において御承認をいただき、本年度までに清掃を完了する予定としております。

さらに、今回の件を重く受け止め、反省し、今後排水管の定期的な清掃のみならず、町営住宅の全てのインフラについては定期的な点検を行い、二度とこのようなことが起きないように適切な維持管理に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） すいません、今の説明ではちょっと不十分かなと思ひまして質問いたします。

これはどの排水管が詰まったのか。持家だったら、自分たちで詰まらないように注意しますよね。詰まらないようにする注意喚起とかは今後なされるのか質問します。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

まず、どこの排水管かということですが、調べましたところ、参考資料の1ページを御覧いただきたいと思ひますけれども、こちらのほうでは、浴室、脱衣室、台所についてがあふれたというような現象になっておりまして、調査いたしましたところ、こちらの排水の最終的に集まってくる場所、こちらで見ますと浴室の上側のほうになりますけれども、排水の立て管といいますかが入っておりますけれども、そちらまでが詰まったということで、この3か所のほうにあふれが出たというような状況でございます。

それから、今後についてでございますけれども、排水管については入居者の方にどのような周知を行うかということですが、まず先ほども申しましたとおり、排水管の清掃のほうをしっかりと町のほうで行いまして、その後入居者の方には排水管が詰まらないような適正な利用だったりと、そのあたりについて周知のほうを図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 浴室、脱衣室、台所、全てが集まる最終的なところで詰まったということですね。だけん、下水管に流れる前ということですね。今後の清掃を行うということは、そこを重点的にやるということですか。この清掃を行う対象の部屋数というのか、町営住宅の数はどの程度になるんですか。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御説明いたします。

まず、今回あふれたことによりまして町営住宅のほうを調査いたしまして、清掃が必要な団地につきましては、下原北団地と青葉台団地となります。こちらの団地につきましては、下原北団地の全ての部屋の清掃のほうを行う予定としております。青葉台団地も一緒でございます。まず、下原北団地が24戸、それから青葉台団地が28戸。全ての住宅内の清掃のほうを行う予定としております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 青葉台は分からないということですが、概算というか大体でいいんですが、金額的にはどのくらいかかるんですか。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 既に契約のほうを行っておりますけれども、2団地で約90万円ほどを予定しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑ありませんか。

岩下和高さん。

○14番（岩下和高さん） これは保険対応でやったのか、それと以前からこういう水漏れと水詰まり等は多分入居者から声が上がってきてると思うんですけど、そういうのがあったのかないのか、この2点をお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） まず、保険の対応かどうかということでございますけれども、こちらにつきましては、全国町村会総合賠償補償保険のほうで対応させていただくということで決まっております。

それから、当然水詰まりのほうの報告があつてたんじゃなかろうかというようなところですが、詰まりのほうについては、御連絡のほうをいただきながら、その他の団地についても多少なりあったのは事実でございます。結果として、その都度その都度対応はしてたところではあつて、清掃のほうも行ってたところがございますけれども、全体的な清掃のほうができなかったというところが今回こういう事案になったのではなかろうかというところで考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑なしと認めます。

これで報告第2号専決処分の報告について（町営住宅管理の瑕疵による損害賠償額の決定及び和解について）の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第8 報告第3号 専決処分の報告について（車両冠水事故による損害賠償額の決定及び和解について）**

○議長（福島知雄さん） 日程第8、報告第3号専決処分の報告について（車両冠水事故による損害賠償額の決定及び和解について）を議題とします。

都市計画課長、説明を求めます。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） 報告第3号専決処分の報告について御説明いたします。

本件は、公園の管理瑕疵による物損事故の発生に伴い、相手方と示談を進めた結果、損害賠償額が100万円以下でありましたので、令和5年12月21日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容について御説明いたします。

1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第22号。専決処分書。専決処分日は令和5年12月21日です。

1、事故発生日時、令和5年8月17日水曜日午後3時45分頃。2、事故発生場所、菊陽町大字原水4652番地23、ふれあいの森公園駐車場です。なお、1枚めくっていただいて、参考資料として以下になりますが、当該事故発生箇所の位置図及び写真をつけております。専決処分書にお戻りいただきまして、3、相手方住所氏名、記載のとおりでございます。4、事故の概要ですが、本公園駐車場の雨水排水処理は、放流先となる上井手への負担を軽減するため、一部浸透、一部放流方式としていますが、事故発生日において、通常開いているはずの放流口が閉まっており、駐車場が冠水し、駐車してあった車両が浸水したものです。5、損害賠償の額、29万3,040円でございます。

なお、この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後の一切の請求、異議の申立てはしないということが和解の内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中岡敏博さん。

○10番（中岡敏博さん） 御質問いたします。

冠水状況写真の1枚目、2枚目に関してお尋ねいたします。

写真によると、下段が冠水の高さが40センチの跡があって、都市計画課の職員が写真を撮って確認したように見えますが、上の上段の写真によりますと、それから13センチ、14センチ下がった位置に水があるように見えます。このところでは、一番冠水がひどかった時期に写真は撮れなかったとして考えて、13センチ、14センチ下がった後に撮ったということで認識しているのか、それとも提供者が別にいたのかお尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 都市計画課長。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） 御質問にお答えします。

写真についてですが、御質問いただきました最大でその浸水があった時期の写真というのは撮れておりませんので、こちらは2枚ともある程度下がった時間帯での写真になります。実際は、3枚目に40センチ程度ということで指で指し示したものをおつけしておりますが、こちらが被害があった際の最大の水深ということで認識しております。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑なしと認めます。

これで報告第3号専決処分の報告について（車両冠水事故による損害賠償額の決定及び和解について）の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 報告第4号 専決処分の報告について（車両冠水事故による損害賠償額の決定及び和解について）

○議長（福島知雄さん） 日程第9、報告第4号専決処分の報告について（車両冠水事故による損害賠償額の決定及び和解について）を議題とします。

都市計画課長、説明を求めます。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） 報告第4号専決処分の報告について御説明いたします。

本件は、公園の管理瑕疵による物損事故の発生に伴い、相手方と示談を進めた結果、損害賠償額が100万円以下でありましたので、令和5年12月21日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容について御説明いたします。

1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第23号。専決処分書。専決処分日は令和5年12月21日です。

1、事故発生日時、令和5年8月17日水曜日午後3時45分頃。2、事故発生場所、菊陽町大字原水4652番地23、ふれあいの森公園駐車場です。なお、1枚めくっていただいて、以下、参考資料として当該事故発生箇所の位置図及び写真をつけております。専決処分書にお戻りいただきまして、3、相手方住所氏名、記載のとおりでございます。4、事故発生の概要ですが、本公園駐車場の雨水排水処理は、放流先となる上井手への負担を軽減するため、一部浸透、一部放流方式としていますが、事故発生日において、通常空いているはずの放流口が閉まっており、駐車場が冠水し、駐車してあった車両が浸水したものです。5、損害賠償の額、31万6,310円でございます。

なお、この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後一切の請求、異議の申立てはしないということが和解の内容でございます。

以上で御説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで報告第4号専決処分の報告について（車両冠水事故による損害賠償額の決定及び和解について）の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第10 議案第1号 令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）について**

○議長（福島知雄さん） 日程第10、議案第1号令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） おはようございます。

議案第1号令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

令和5年度一般会計予算において、歳入及び歳出予算に補正すべき事案が発生したため、お願いするものです。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては、御質問に応じお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第7号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に1億5,249万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ210億8,863万4,000円と定めるものです。

次に、第2条で繰越明許費の補正を計上しているところです。

4ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正は、1の追加で、1件の事業について年度内に完了が見込めないため追加するものです。

8ページをお開きください。

2の歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明いたします。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、節区分の8物価高騰対策事業費補助金、説明欄の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、事業費により1億3,506万2,000円増額しています。

款の18県支出金、項の2県補助金、目の1総務費県補助金、節区分の10物価高騰対策事業費補助金、説明欄の物価高騰対応生活者支援交付金は、事業費により2,180万8,000円計上しています。

次からは、3の歳出になります。補正額の大きいものを中心に御説明いたします。

下の9ページを御覧ください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節区分の25寄附金、説明欄の令和6年能登半島地震寄附金は、被災自治体に対して寄附するもので、100万円計上しています。

目の23新型コロナ対策事業費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄のLPガス価格高騰対策補助金は、令和5年1月から令和5年9月高騰分として補助するもので、実績により2,530万円減額しています。

目の24物価高騰対策事業、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄のLPガス価格高騰対策補助金は、令和5年10月から令和6年4月高騰分を見込んだもので、1世帯当たり4,000円を補助するもので、4,361万7,000円計上しています。

10ページをお開きください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の14物価高騰対策事業費、節区分の19扶助費、説明欄の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯当たり10万円、低所得の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を加算するもので、1億1,750万円計上しています。

下の11ページを御覧ください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の20新型コロナ対策事業費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の菊陽町肥料・飼料等高騰対策支援金は、肥料、飼料、動力光熱費の10分の3を助成するもので、実績見込みにより800万円増額しています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 先ほど、民生費の中で住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、これは申請方式になってるんですけども、大体今何%ぐらいの申請が上がってきているのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 福祉課長。

○福祉課長（氏家良子さん） 御質問にお答えします。

現在の支給率といいますか、申請率は63.7%となっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 私も聞かれた人にはそういうふうに答えてる、申請方式だから申請し忘れないようにということで。前の特別給付金とかそういう10万円のやつも申請方式なんですけども、結構申請し忘れて後で文句を言われたケースがあるんですけども、町としても申請の上が増えてない人に対する後フォローをしっかりとお願いしたいということで、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 福祉課長。

○福祉課長（氏家良子さん） 今回申請が上がってない方に関しましては、もう一度、申請が終わってませんということで通知をする予定としております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。



討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第2号 車両冠水事故による損害賠償額の決定及び和解について

○議長（福島知雄さん） 日程第11、議案第2号車両冠水事故による損害賠償額の決定及び和解についてを議題とします。

都市計画課長、説明を求めます。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） 議案第2号損害賠償額の決定及び和解することについてについて御説明いたします。

本件は、公園の管理瑕疵による物損事故の発生に伴い、相手方と示談を進めた結果、損害賠償額が100万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容について説明いたします。

議案第2号を御覧ください。

1、事故発生日時、令和5年8月17日水曜日午後3時45分頃。2、事故発生場所、菊陽町大字原水4652番地23、ふれあいの森公園駐車場です。なお、1枚めくっていただいて、以下、参考資料として当該事故発生箇所の位置図及び写真をつけております。議案にお戻りいただきまして、3、相手方住所氏名、記載のとおりでございます。4、事故の概要ですが、本公園駐車場の雨水排水処理は、放流先となる上井手への負担を軽減するため、一部浸透、一部放流方式としていますが、事故発生日において、通常開いているはずの放流口が閉まっており、駐車場が冠水し、駐車してあった車両が浸水したものです。5、損害賠償の額、116万6,572円でございます。

なお、この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後一切の請求、異議の申立てはしないということが和解の内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） この件について、雨が降るときとかいろんなときは、やはりちゃんと職員がやっても立て看板とか何かちょっと出してもろうとくところこういう事故は起きらんと思って。だけん、そういう配慮も。だけど、行政がただ悪い悪いって思われるのもよしあしのことですね。だから、やっぱり防衛というかな、かなり防衛をやっとかないかん。車であれば相手が当たるのを避けるような状況的なことをやっとかんと、常にこういう問題が今から先起きてくるけん。ですから、そういうことをしっかりと考えてやっていただきたいと、こういうふうに思います。いろんな面でこういうことは考えとってください。お願いします。

○議長（福島知雄さん） 都市計画課長。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） ありがとうございます。事故後の対応、再発の防止策といたしまして、注意看板の増設、それから建設課において実施しております道路パトロールを拡充して、公園についてもパトロールを実施するということで対策をさせていただきます。

いずれにしましても、事故が発生しているというところは重く見て、しっかりと公園の管理に努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和6年第1回菊陽町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時50分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため  
にここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 福島 知 雄

菊陽町議会議員 甲斐 榮 治

菊陽町議会議員 岩 下 和 高

菊陽町議会会議録  
令和6年第1回1月臨時会

令和6年1月発行

発行人 菊陽町議会議長 福島知雄  
編集人 菊陽町議会事務局長 内藤優誠  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話(代)(096) 232-2111  
議会事務局TEL(096) 232-4919